

かたり通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

SINCE MAY 2012



◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせは・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

口座名：福井から原発を止める裁判の会

ゆうちょ払込票 00760-6-108539

普通預金 記号 13340 番号 06371031

◆ホームページ：http://adieunpp.com (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)

不適合なら止めて下さい：原発バックフィット訴訟！

福井県高浜町にある関西電力の高浜原発3、4号機について、住民9人が 10月5日、新たな知見に基づく安全対策が終わるまで、運転停止を命じるよう規制委に求める行政訴訟を名古屋地裁で起こしました。停止命令を出すよう義務付けを求める訴訟は全国で初めてです。正式な裁判名は「バックフィット命令に伴う使用停止命令義務付け請求事件」です。訴訟はバックフィット制度の厳格な適用を司法に求めるものです。



バックフィットとは、新たな知見が出たら該当する原発にその知見を適用させる制度です。原子力保安院はフクシマ事故以前からバックフィットを実施し、地震においては 1981 年の耐震設計審査指針から 1995 年の阪神・淡路大震災や 2004 年の中部地震など近年の知見により、2006 年耐震設計審査指針が見直され、国内全ての原発に耐震性向上の対策を取りました。しかし津波については専門家を集めた中央防災会議が予測が出されたのですが、保安院は東電・福島原発にこの予測に基づく対策を強く迫りませんでした。その結果、東電は対策を先延ばしにした結果、フクシマの事故は起こったのです。このフクシマの教訓を踏まえて出来た規制委員会では「新たな知見が出たら、バックフィット」するのが基本とされたのです。

高浜3、4号機については 2015 年2月、規制委は新規制基準に適合していると判断しました。しかし、2019 年6月、大山(鳥取県)の噴火規模が従来の想定を大きく上回り、同原発に降る火山灰の量が審査時より多くなるとの新知見が示されました。具体的には高浜 3、4 号機の再稼働基準としての大山からの火山灰は 10cm と想定されていたのですが、その後専門家から 25cm 以上であるとの指摘があったのです。本来ならば規制委員会は新たな

知見に従い、関電に原発を止めて対策をせよ、と迫るのが筋です。しかし規制委員会は秘密会まで開いて（毎日新聞のスクープ）、噴火の緊急性はないとして、運転停止を求めず、関電は 2019 年 9 月に再審査の申請をしています。訴状では、「対応完了までの期限が設けられておらず、審査を引き延ばすことで違法状態にある本件各原発の運転が継続できる」として、想定を超える降灰で、非常用発電機の吸気口でフィルターが詰まり、緊急時の対応が困難になる危険性などを指摘。対策が完了するまでは、高浜 3、4 号機の運転停止命令を出すよう求めています。（本会事務局の山本雅彦さん、東山幸弘さんからの情報を編集子が整理。4P の新聞記事参照。）

福井・石川県&核燃サイクルの訴訟

（係争中のもの：2020 年 10 月上旬現在）

（＊状況により情報が変更される可能性があります。）

■ 大飯原発 3、4 号機

- ◇ 係属裁判所：大阪地裁
- ◇ 裁判の種類：行政訴訟
- ◇ 被告：国、2017 年 12 月より関西電力が加わる。
- ◇ 提訴日：2012 年 6 月 12 日
- ◇ 主な争点：基準地震動の過小評価。最終的には論点を地震に限定され、特に「ばらつきの考慮」が焦点となった。
- ◇ 経過：2019 年末より口頭弁論期日の間隔を短縮することになり審理が加速され、9 月 16 日の第 35 回口頭弁論で結審！
- ◇ 判決言い渡し：12 月 4 日(金)15:00 より 202 号法廷で。

■ 大飯原発 3、4 号機

- ◇ 係属裁判所：京都地裁
- ◇ 裁判の種類：民事訴訟
- ◇ 被告：関西電力
- ◇ 提訴日：2012 年 11 月 29 日
- ◇ 主な争点：事故時の避難の困難性、活断層を含む地盤特性の問題点、基準地震動、火山灰、津波、核燃料溶融対策など。
- ◇ 経過：9 月 8 日に第 26 回口頭弁論（裁判長交代に伴う弁論更新）。第 27 回口頭弁論は 12 月 8 日（火）14:30 から。

注目！

■ 大飯原発 3、4 号機、高浜原発 1～4 号機、美浜原発 3 号機

- ◇ 係属裁判所：大津地裁
- ◇ 裁判の種類：民事訴訟
- ◇ 被告：関西電力
- ◇ 提訴日：2013 年 12 月 24 日
- ◇ 主な争点：福島第一原発事故の原因論、判断枠組み論、新規制基準の合理性、基準地震動の過小評価問題等々多岐にわたる。
- ◇ 経過：9 月 10 日に 9 か月振りの第 26 回口頭弁論（裁判長交代に伴う弁論更新）。第 27 回口頭弁論は 12 月 10 日（木）14:30～。

■ 高浜原発 1、2 号機、美浜原発 3 号機

- ◇ 係属裁判所：名古屋地裁
- ◇ 裁判の種類：行政訴訟
- ◇ 被告：国
- ◇ 提訴日：2016 年 4 月 14 日
- ◇ 主な争点：新規制基準適合性審査の過誤・欠落に加え、40 年超運転延長認可に係る審査基準の不合理性、審査の是非が争点。
- ◇ 経過：高浜 1、2 号機と美浜 3 号機について、別々の事件として審理が進められている。2020 年 10 月 5 日の口頭弁論（高浜 16 回、美浜 14 回）では「繰り返しの揺れの審査の欠落」について陳述。次回口頭弁論は 2021 年 1 月 28 日（木）で、11:00～高浜 1.2 号機 第 17 回口頭弁論、14:30～美浜 3 号機 第 15 回口頭弁論。

■ 福井県若狭地方の関電の原発 7 基

- ◇ 係属裁判所:大阪地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟仮処分申立
- ◇ 被告:関西電力
- ◇ 申立日: 2020 年 5 月 18 日
- ◇ 主な争点:原発事故の際の避難は「3密」状態を作り出し、避難そのものも人の移動も好ましくないとする新型コロナウイルス対策と矛盾する。
- ◇経過:7 月 21 日初回審尋が行われ、9 月 14 日に第 2 回審尋、第 3 回審尋は 12 月 21 日(月)13:30 から(結審の可能性あり)。

■ 志賀原発 1 及び 2 号機

- ◇ 係属裁判所:金沢地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:北陸電力
- ◇ 提訴日: 2012 年 6 月 26 日
- ◇ 主な争点:2016 年 4 月 27 日、原子力規制委員会は有識者会合が1号機原子炉建屋直下の断層について「活断層と解釈するのが合理的」とした報告を受理。この結果がくつがえらなければ1号機は再稼働できず、2号機も大幅な耐震工事が必要。
- ◇ 経過: 7 月 13 日に第 30 回口頭弁論が行われた。コロナ禍もあり 8 カ月ぶりの口頭弁論。この間に裁判官が 3 人とも異動になったため、弁論更新が行われた。原告側から、石川県教組委員長の谷内直さんが意見陳述。スウェーデンの環境活動家グレタ・トゥーンベリさんの言葉を引用しつつ、「今を生きる大人としてできることはこれ以上「負の遺産」を増やさないこと」と強く訴えた。住民側代理人は前裁判長の「規制委の判断を待つ」という審理方針が司法の責任を放棄したものであると主張するも、山門新裁判長は現時点では従来の審理方針を変更する予定はないと表明。次回第 31 回口頭弁論は 11 月 5 日 14:00～。

■ 志賀原発 1 及び 2 号機

- ◇ 係属裁判所:富山地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟

- ◇ 被告:北陸電力の代表取締役 5 名
- ◇ 提訴日:2019 年 6 月 18 日
- ◇ 主な争点:本件原発の再稼働・再稼働を前提とした行為を行うことは、善管注意義務及び忠実義務違反であり、会社法第 360 条の株主差止請求権に基づき、再稼働・再稼働を前提とした行為の差止を請求する。
- ◇ 経過:コロナ禍で予定期日が遅れたが、2020 年 9 月 14 日に第 3 回口頭弁論が行われた。原告意見陳述は川原登喜さん。北電株主総会で繰り返された女性の脱原発株主の発言を妨害するヤジと怒号の実態、北電による女性差別、志賀原発の差止を訴えた。その後の法廷では「善管注意義務」をめぐって原告及び被告の代理人の間に激しいやり取りが交わされた。第 4 回口頭弁論期日は 12 月 9 日(水)14:00～、第 5 回は 2021 年 3 月 22 日(月)15:00～。

■ 宗教者による核燃サイクル訴訟(NEW!)

- ◇ 係属裁判所:東京地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:日本原燃株式会社
- ◇ 提訴日: 2020 年 3 月 9 日
- ◇ 主な争点: ① 原発は憲法違反である、② プルトニウムを生み出し続ける核燃サイクルは軍事転用の恐れがある、③ 使用済み燃料・放射性廃棄物を後世に残すことは宗教者、信仰者としての倫理性に反する、④ 核燃サイクルは非人間的な被ばく労働を強いる。
- ◇経過:コロナ禍で初回口頭弁論期日が延び延びになっていたが、12 月 17 日(木)に決定。
- ➡別冊の『かたくり通信』(第 13 回学習会報告「命をつなぐ権利を守れ!」)もぜひご一読ください。



第14回学習会のお知らせ

(講師は井戸弁護士! Zoom でやいます)

12月5日(土)14:00より第14回学習会を行います。講師は全国各地の原発差止訴訟、そして地元滋賀県では冤罪事件の弁護を引き受けるなど市民の側に立って弁護活動を行っておられる井戸謙一弁護士です。井戸弁護士は裁判官時代の2006年に金沢地方裁判所において、志賀原発2号機の運転差止を認める住民勝訴判決を出しています。学習会のテーマは「2020年の原発裁判と大津地裁での闘いの展望」の予定です(多少変更の可能性あり)。*今回の同封のチラシをご覧ください。

ZOOM学習会への参加は原則として「裁判の会のメーリス」への登録が前提となります。以下のメールアドレスで「メーリングリスト登録希望」と書いてお申し込みください: info@adieunpp.com。

[Editor's note] ▼9月30日、仙台高

裁で東電福島原発事故による損害賠償を求めた集団訴訟(生業訴訟)で高裁初の国側完敗の判決。しかも一審よりも厳しい内容。嬉しいニュースです。以下で判決要旨閲覧可能

<http://www.nariwaisoshou.jp/progress/2020year/entry-845.html> ▼10月5日、関電原発マネー不正還流に関して、大阪地検が関電元幹部に対する告発を受理。検察による捜査が開始される。注目していきたい。

▼コロナ禍に関連して4月の2週間に続いて、8月にも10日間の自主隔離。「トホホ」状態でした。今はその分を挽回すべく野外活動に励んでいます。(編集子)。

2020年10月6日 日刊県民福井

高浜原発停止求め提訴

住民ら火山灰の危険性指摘

名古屋地裁

員であることから回答する立場にない。当社としては、さらなる経営の改革に

取り組みながら信頼回復に全力を尽くしたい。

関西電力高浜原発3、4

号機(高浜町)の運転を、

火山の大規模噴火に備えた基準に適合していると確認されるまで停止させるよう国に求め、高浜町や名古屋市などの住民九人が五日、名古屋地裁に提訴した。

原告側は「安全確認ができてから稼働すべきなのに、規制委は停止を命じず運転継続を容認している」と主張。停止による事業者の経済的損失を回避するための判断で、関電の対応に期限を設けていない点も、審査を引き延ばして運転を続けられるため違法だと批判している。

訴状によると、原子力規制委員会は関電に対し昨年六月、大山(鳥取県)の噴火規模の想定が見直されたことに伴い、降灰の影響がある高浜原発の再稼働審査を一部やり直すための申請を命じた。一方で噴火の緊急性はないとして、運転停止は求めなかった。関電は同年九月に再審査を申請し

高浜原発3、4号機は新たに義務付けられたテロ対策施設の設置が遅れ、3号機は今年一月から停止中で、現在運転中の4号機も今月七日に停止する予定。いずれも十二月の施設完成

を見込む。

提訴後に記者会見した青木秀樹弁護士団長は「最新の知見を即座に基準に反映させることが東京電力福島第一原発事故の教訓だ。規制委は素直に規制権限を行使すべきだ」と述べた。関電は提訴について「承知していない」としてコメントしていない。

8万6035人(+281) 1604

107	福井	244	11	岡山	160	(+3)	1
1	井野	191	6	山島	596	(+1)	3
2	長岐	313	1	山口	199		2
	静岡	630	10	徳島	149		9
1	愛知	557	2	香川	94		2
4	三重	5451	86	愛媛	115		6
17	滋賀	523	7	高知	138		4
1	京都	506	8	福岡	5042		99
19	大阪	1791	26	佐賀	244		3
100	大分	1万0840	219	長崎	238		8
	熊本	2804	59	熊本	625	(+19)	